

# 免震材料に係る品質管理体制の強化(告示改正)

免震材料・制振部材の不正事案の発覚を受け、免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会において、各社における不正事案の原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策について専門的見地から検討。(H31.3.27 報告書とりまとめ) 報告書を受け、免震材料に係る検査データの保存、改ざん防止措置及び発注者等による製品性能の確認について、材料告示(平成12年建設省告示第1446号)の改正により措置(認定基準に追加)。  
既認定について、改正告示への適合を指定性能評価機関が評定等により確認することにより改正告示に基づく認定を受けているものとみなす(認定取直しを要しない)。

## 材料告示の改正概要 (R1.9.30 公布、R2.4.1施行予定)

### 検査データの保存(材料告示第3第1項第5号ト関係)

製品の検査結果の信頼性及び正確性を確認するために必要な記録が、必要な期間保存されており、品質管理の推進に有効に活用されていること。

### 検査データの改ざん防止(材料告示第3第1項第5号チ関係)

製品の検査結果について、改ざん防止のための措置が講じられていること。

### 発注者等による製品性能の確認(材料告示第3第1項第5号イ関係)

発注者又は発注者が指定する第三者が、製品が所定の性能を満たしていることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること。

### 改正告示の施行及び適用について(改正告示附則関係)

令和元年9月30日 改正告示公布 (以後、準備行為として告示施行前でも認定実施)

令和2年 4月1日 改正告示施行

令和3年 4月1日 既認定に対する遡及適用

対象となる免震材料は、製品組立時の精度により性能のばらつきが想定され、出荷時の性能検査により性能を確認している免震材料(オイルダンパーや積層ゴム等)に限る。